

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年4月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000073号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100002号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における平成29年8月1日から平成30年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年8月から同年12月までの標準報酬月額については17万円から20万円とする。

平成29年8月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者のA社における平成30年1月1日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月の標準報酬月額については17万円から20万円とする。

平成30年1月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者のA社における平成30年2月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年2月から同年7月までの標準報酬月額については17万円から20万円、同年8月の標準報酬月額については17万円から24万円とする。

平成30年2月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③及び④について、請求者のA社における平成28年12月9日の標準賞与額を16万2,000円、平成29年12月9日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月9日及び平成29年12月9日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月9日及び平成29年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間③及び④について、請求者のA社における平成28年12月9日の標準賞与額を16

万 5,000 円、平成 29 年 12 月 9 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 9 日及び平成 29 年 12 月 9 日の訂正後の標準賞与額（上記 4 の訂正後の標準賞与額（請求期間③は 16 万 2,000 円、請求期間④は 19 万 9,000 円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日まで
② 平成 30 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 平成 28 年 12 月
④ 平成 29 年 12 月

厚生年金保険の被保険者記録によると、私が A 社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額が実際に支給された給与に見合う標準報酬月額より低額になっている。また、請求期間③及び④については、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、請求期間①、③及び④については、年金事務所が訂正請求を受付した日（令和 2 年 4 月 1 日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法及び厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を認定することとなり、請求期間②については、訂正請求日において、保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

2 請求期間①のうち、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与所得の源泉徴収票（以下「賃金台帳等」という。）により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 29 年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所へ提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、賃金台帳等により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（14 万 2,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（17 万円）より低額であることが確認できることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 3 請求期間①のうち、平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、上記 2 のとおり厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、賃金台帳等により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる本来の報酬月額から、平成 30 年 1 月は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①のうち、平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②について、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、賃金台帳等から判断すると、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成 30 年 2 月から同年 7 月までの期間は 20 万円、同年 8 月は 24 万円であると認められる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、平成 30 年 2 月から同年 7 月までは 20 万円、同年 8 月は 24 万円に訂正することが必要である。

また、上記の訂正後の標準報酬月額については、請求者が訂正請求を行った令和 2 年 4 月 1 日の後に、請求期間②に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅したため、厚生

年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間③及び④について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳（賞与）（以下「賃金台帳（賞与）」という。）により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、賃金台帳（賞与）の記載から、請求期間③は平成 28 年 12 月 9 日、請求期間④は平成 29 年 12 月 9 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該賞与に係る標準賞与額については、賃金台帳（賞与）により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間③は 16 万 2,000 円、請求期間④は 19 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間③及び④に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は年金事務所へ提出しておらず、請求期間③及び④の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 請求者の請求期間③及び④に係る賞与支給額に見合う標準賞与額は、賃金台帳（賞与）により、上記 5 の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間③は 16 万 5,000 円、請求期間④は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間③及び④の訂正後の標準賞与額（上記 5 の訂正後の標準賞与額（請求期間③は 16 万 2,000 円、請求期間④は 19 万 9,000 円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000074号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100003号

第1 結論

請求者のA社における平成22年5月1日の標準賞与額を31万5,000円、平成23年5月11日の標準賞与額を32万5,000円、平成24年11月22日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年5月1日、平成23年5月11日及び平成24年11月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年5月1日、平成23年5月11日及び平成24年11月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年5月
② 平成23年5月
③ 平成24年11月

A社から、請求期間①、②及び③に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者及び事業主から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、事業主から提出された普通預金通帳の写し及び事業主の陳述から、請求期間①は平成22年5月1日、請求期間②は平成23年5月11日、請求期間③は平成24年11月22日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる賞与額から、31万5,000円、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間②は32万5,000円、請求期間③は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年5月1日、平成23年5月11日及び平成24年11月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。